

四日市市告示第 643 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の指定を取消したので、公告する。

その関係図書は、四日市市都市整備部建築指導課に備え縦覧に供する。

令和6年 11月 8日

四日市市長 森 智広

- 1 指定番号
第R3-道-2号
- 2 取消しする指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 3 指定取消しの年月日
令和6年 11月 8日
- 4 取消しする指定道路の位置
四日市市大字日永
字貝之谷5040番19、5040番19の地先、5040番20、
5040番22、5047番2、
字祢宜谷5171番2、5171番2の地先、
字登城山5228番16、5228番17、5275番2、5275番3、
5275番4
- 5 取消しする指定道路の延長及び幅員
延長 299.55メートル
幅員 6.0メートル

(都市整備部建築指導課)